

児童福祉法等の一部を改正する法律案（閣法） に対する修正案の概要（抄）

一 国及び地方公共団体の責務に関する修正

国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加える。

二 養子縁組の援助等の業務に関する修正

1 児童を養子とする養子縁組に関する者についての相談援助の業務に関する修正

児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行う都道府県の業務に関し、特定妊婦が児童を養子とする養子縁組に関する者に含まれることを明記する。

2 児童相談所間の情報共有等による連携協力に関する修正

児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする旨の規定を追加する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 国及び地方公共団体の責務に関する修正

国及び地方公共団体の責務に妊産婦を支援することを加えること。（児童福祉法第三条の二関係）

第二 要支援児童等と思われる者の情報提供に関する修正

要支援児童等と思われる者を把握したときに当該者の情報を市町村に提供するように努めなければならない者として、歯科医師を明記すること。（児童福祉法第二十一条の十の五第一項関係）

第三 養子縁組の援助等の業務に関する修正

一 児童を養子とする養子縁組に関する者についての相談援助の業務に関する修正

児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、援助を行う都道府県の業務に関し、特定妊婦が児童を養子とする養子縁組に関する者に含まれることを明記すること。（児童福祉法第十一

条第一項第二号ト関係）

二 児童相談所間の情報共有等による連携協力に関する修正

児童相談所は、養子縁組の援助等の業務に関し、必要な情報を共有すること等により相互に連携を図

りながら協力するものとする旨の規定を追加すること。（児童福祉法第十二条第六項関係）

第四 児童虐待の早期発見等に関する修正

一 児童虐待の早期発見等のための研修等に関する修正

児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう国及び地方公共団体が研修等必要な措置を講ずるものとされる者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第四条第二項関係）

二 児童虐待の早期発見に関する修正

児童虐待の早期発見に努めなければならない者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第五条第一項関係）

三 資料等の提供に関する修正

市町村長等から児童虐待の防止等に係る児童等に関する資料等の提供を求められたときに当該資料等を提供することができる者として、歯科医師を明記すること。（児童虐待の防止等に関する法律第十三

条の四関係）

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案

児童福祉法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち児童福祉法第一章中第一節を第二節とし、同節の前に一節を加える改正規定のうち第三条の二中「児童の保護者」の下に「及び妊産婦」を加え、同条ただし書中「保護者」の下に「並びに妊産婦」を加える。

第一条のうち児童福祉法第二十一条の十の四の次に一条を加える改正規定のうち第二十一条の十の五第一項中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。

第二条のうち児童福祉法第十一条第一項第二号に次のように加える改正規定のうちト中「関する者」の下に「（特定妊婦を含む。）」を加える。

第二条のうち児童福祉法第十二条第二項の改正規定中「改める」を「改め、同条に次の一項を加える」に改める。

第二条中児童福祉法第十三条第三項第五号を同項第六号とする改正規定の前に次のように加える。

児童相談所は、前条第一項第二号へ(4)及びトに掲げる業務に関し、当該業務に必要な情報を共有する

こと等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

第六条のうち児童虐待の防止等に関する法律第四条第一項及び第七項の改正規定中「及び第七項」を削り、「改める」を「改め、同条第二項中「医師」の下に「、歯科医師」を加え、同条第七項中「良好な家庭的環境」を「家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）」に改める」に改める。

第六条中児童虐待の防止等に関する法律第六条第二項の改正規定の前に次のように加える。

第五条第一項中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。

第六条のうち児童虐待の防止等に関する法律第十三条の三の改正規定中「医師」の下に「、歯科医師」を加える。

児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する修正案 対照表

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者及び妊産婦を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者並びに妊産婦の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>第三条の二 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福</p>	<p>第二十一条の十の五 病院、診療所、児童福</p>	<p>（新設）</p>

祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。

② (略)

祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその現在地の市町村に提供するように努めなければならない。

② (略)

○児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イゝへ (略)</p> <p>ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者（特定妊婦を含む。）につき、その相談に應じ、必要な情報</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イゝへ (略)</p> <p>ト 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に應じ、必要な情報の提供、助言その他の</p>	<p>第十一条 都道府県は、この法律の施行に關し、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 児童及び妊産婦の福祉に關し、主として次に掲げる業務を行うこと。</p> <p>イゝへ (略)</p> <p>(新設)</p>

の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)

⑥ 児童相談所は、前条第一項第二号へ(4)及びトに掲げる業務に関し、当該業務に必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するものとする。

援助を行うこと。

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)

(新設)

三 (略)

②～⑤ (略)

第十二条 (略)

②～⑤ (略)

○児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第六条関係）

（傍線部分は改正部分、網掛部分は修正部分）

修正後	政府原案による改正後	改正前
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条（略）</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3～7（略）</p> <p>（児童虐待の早期発見等）</p> <p>第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期</p>

虐待の早期発見に努めなければならない。

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、歯科医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関(地方公共団体の機関を除く。)並びに医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行

発見に努めなければならない。

2・3 (略)

(資料又は情報の提供)

第十三条の三 地方公共団体の機関は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵

の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。